

統合新校の基本的事項に関する 協議結果報告書（令和4年度）

（案）

令和4年11月

第七中学校・第九中学校 統合新校推進協議会

<目 次>

第 1 新校の基本的事項について

- | | | |
|---|-------------|-------|
| 1 | 位置及び通学区域 | 1 ページ |
| 2 | 新校が目指す学校像 | 2 ページ |
| 3 | 施設整備 | 3 ページ |
| 4 | 校名等の選定・検討方法 | 3 ページ |

第 2 移行期間中の教育活動・交流活動について

- | | | |
|---|----------|-------|
| 1 | 教育活動 | 4 ページ |
| 2 | 在校生の交流活動 | 5 ページ |

第 3 今後の取組体制及び配慮事項について

- | | | |
|---|----------------|-------|
| 1 | 今後の取組体制 | 6 ページ |
| 2 | 取組に当たって配慮すべき事項 | 8 ページ |

第 4 協議会で出された各委員からの意見・要望 9 ページ

【資料】

- 1 第七中学校・第九中学校の統合新校推進協議会設置要綱
- 2 第七中学校・第九中学校の統合新校推進協議会委員名簿
- 3 第七中学校・第九中学校の統合新校推進協議会協議経緯

令和４年度統合新校推進協議会における協議結果のまとめにあたって

第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会（以下、「協議会」という。）では、目黒区教育委員会教育長からの委嘱を受け、令和４年４月２０日から１１月２２日までの間に７回の協議会を開催し、統合によって新設する中学校（以下、「新校」という。）の位置など、統合に関する基本的事項について順次議論を重ねてまいりました。

新校の位置、通学区域及び目指す学校像については、他の事項に先立って協議結果を取りまとめ、８月２９日に教育長に報告いたしました。

この度、令和４年度に協議を予定していた他の事項についても協議を行い、一つの区切りを迎えましたので、「第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会設置要綱」第９条に基づき、報告いたします。この報告書が、新校の整備方針策定の一助になれば、幸いに存じます。

多くの方のご協力をいただきながら一定の協議結果が得られたことは、新校が目指す学校像である、「地域とともに育ち、地域に支えられ、地域を支える学校」となる確かな一歩になったと確信しております。

引き続き、保護者、地域の方々、学校及び教育委員会が相互に連携を図りながら、それぞれの役割を果たしていくことで、円滑な統合に向けての取り組みを進めていくことができますよう、よろしくお願いいたします。

なお、残された協議事項である新校の校名の選定につきましては、令和５年度に協議し、結果については別途報告いたします。

令和４年１１月 日

第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会

会 長 松 本 猛

第Ⅰ 新校の基本的事項について

Ⅰ 位置及び通学区域

(Ⅰ) 協議結果

新校の位置については、現在の第九中学校の校地とし、通学区域は第七中学校と第九中学校の通学区域を合わせたものとすることが望ましいことを確認しました。

なお、区立中学校統合方針「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」（令和3年12月目黒区教育委員会）によれば、令和7年4月に新校を開校してから、新校舎が現在の第九中学校の位置に建設され、移転するまでの期間は、現在の第七中学校の校地が新校の位置になると認識しています。

(Ⅱ) 理由

第七中学校、第九中学校のいずれの校地が新校の位置になった場合でも、通学の条件では大きな差がなく、より良い教育環境を整える観点から校地・校舎等の条件を優先的に考え、敷地面積の広さなどから現在の第九中学校の校地を新校の校地として活用することが適当であると考えました。

(Ⅲ) 協議会での議論を踏まえた留意事項

新校において生徒の充実した活動場所やスペースの確保を図るため、グラウンドや学校施設の整備の工夫、統合後の跡地・跡施設や周辺施設の部活動等での活用等の最大限の努力をしていただくよう要望いたします。

2 新校が目指す学校像

(1) 協議結果

両校の教員及び教育委員会事務局職員からなる準備組織において検討した以下の目指す学校像を基本として、新校の学校づくりを進めていくことが適当であると考えます。

目指す学校像	学校づくりの視点
生徒が多様なひとびとと出会い、協働して新たな価値を創造する学校 (生徒を中心とした視点)	・ ダイバーシティを実現し、関わりを大切にした学習活動の充実 ・ 豊かな心を育成する人権教育、道徳教育の推進 ・ 実社会で生きる力をはぐくむ自発的、自治的活動の推進
生徒一人ひとりの豊かな可能性を引き出し、しなやかに生きる力をはぐくむ学校 (教職員を中心とした視点)	・ ウェルビーイングを実現する、生徒も教員も活力あふれる教育課程を編成 ・ 学ぶ意欲を高め、学びを深める先端技術の活用 ・ 国際社会で活躍する人材を育てる国際理解教育の推進、コミュニケーション能力の育成
地域とともに育ち、地域に支えられ、地域を支える学校 (地域を中心とした視点)	・ 地域運営を支える教育活動の推進 ・ 地域や社会の教育力を活用した小中連携、企業連携の推進 ・ 夢や希望をはぐくむキャリア教育や体験学習の充実

(2) 協議会での議論を踏まえた留意事項

新校が望ましい学校規模を生かした「魅力と活力にあふれ、信頼される学校」となるよう、第七中学校と第九中学校のこれまでの良き校風や伝統、教育活動を継承しつつ、これからの学校教育に求められる新しい学び等に取り組み、新しい学校の姿を築いていくことに最大限の努力をしていただくよう要望いたします。

また、統合により学区域は広がりますが、目指す学校像にもあるように、これまでの両校が培った地域との連携を基盤とし、「地域とともに育ち、地域に支えられ、地域を支える学校」となるよう、更なる地域との連携・協働を図るよう要望いたします。

3 施設整備

新校舎の施設整備は、「目黒区学校施設更新設計標準」や文部科学省「学校施設整備指針」等に沿って、安全・安心で、環境に配慮した施設整備を基本に、時代に即した多様な学習形態に対応できる学習環境づくりが必要だと考えます。

また、施設整備に当たっては、生徒の充実した活動場所の確保を図るための工夫に努めるとともに、新校の目指す学校像や学校づくりの視点を踏まえつつ、学校、保護者、地域の意見を十分に聴きながら、魅力ある学校施設の実現に向けて検討を進めていくことが望ましいと考えます。

4 校名等の選定・検討方法

(1) 校名の選定

多くの方に親しまれ、愛される校名となるよう公募により選定していくことが適切であると考えます。なお、選定に当たっては、保護者や地域の意見を十分に踏まえる必要があることから、公募の方法、対象者の範囲及び選定基準などについて、協議会で協議していきます。

(2) 校章・校旗・校歌の検討

校章・校旗・校歌の制作にあたっては、自分たちで新しい学校をつくっていくという意識の醸成、新校に対する親しみや愛着を高めることを目的に、両校の生徒を含めた検討組織を設置して、意見を十分に聴きながら検討していくことが望ましいと考えます。

また、両校の伝統を引き継ぐ観点から、地域の意向にも配慮することが必要であると考えます。

(3) 標準服・校則の検討

標準服と校則については、学校運営に係る事項であるため、両校が主体となって検討していくことが適切であると考えます。

その際、生徒や保護者の意見や経済的な負担に十分配慮していく必要があることから、生徒、保護者を含めた検討組織を設置して、意見を十分に聴きながら検討していくことが望ましいと考えます。

第2 移行期間中の教育活動・交流活動について

1 教育活動

令和7年4月の新校への円滑な移行に向けて、目指す学校像及び学校づくりの視点(2ページ参照)を踏まえて移行期間中の教育活動を展開していくため、両校の教員及び教育委員会事務局職員からなる準備組織において検討を進めている、次に掲げる「教員間で行う検討事項等」、「移行期間中に各校で行う重点的教育活動」を行うことが望ましいと考えます。

(1) 教員間で行う検討事項等

年度	検討事項等
令和4年度	○令和5年度各校の教育計画策定 ・教育課程:交流活動、主な行事予定 ・校務分掌:新校に向けて必要な校務分掌の設置 ・学習評価:令和5年度第1学年の評価計画等の確認
令和5年度	○令和6年度各校の教育計画策定 ・教育課程:交流活動、主な行事予定 ・学習評価:令和6年度第1・2学年の評価計画等の確認 ○令和7年度新校の教育計画策定に向けた取組 ・教育課程:年間行事予定、年間指導計画、令和7年度修学旅行業者選定 ・生徒会:生徒会組織、学校のきまり ○教員研修
令和6年度	○令和7年度新校の教育計画策定 ・教育課程:各教育全体計画、週時程、固定時間割、令和8年度修学旅行業者選定 ・生徒会:生徒会組織、学校のきまり ・学習評価:令和7年度の評価計画等の確認 ○教員研修

(2) 移行期間中に各校で行う重点的教育活動

年度	重点的教育活動の内容
令和5年度から令和6年度	- 人権教育・道徳教育 ・ローテーション道徳授業の実施 ・教育課題に応じた外部講師や地域人材の活用 - 自発的、自治的活動 ・生徒会組織を軸とした自発的、自治的活動の実施 ・生徒会交流の実施 ・生徒による検討部会等の参加 - 地域連携 ・9年間を見通した小中連携の実施 ・生徒による地域行事等への参画 ・学校ホームページ等広報活動の充実

2 在校生の交流活動

両校の生徒が豊かな人間関係を構築していくため、開校までの2年間に、両校の教員及び教育委員会事務局職員からなる準備組織において検討を進めている、以下のような交流活動を行うことが望ましいと考えます。

なお、実際の交流活動にあたっては、各校の現在の教育活動を尊重しながら、交流の仕方や規模、内容等を精査して、生徒に負担のかからない範囲で進めていくことが必要であると考えます。

※交流活動の例示

年度	交流活動の例	
令和 5 年度	生徒会 交流	・ 校風や生徒会活動に関する相互理解 ・ 新校の生徒会スローガンの検討 ・ 生活のきまり原案の検討
	第1学年 の交流	・ レクリエーションの実施 ・ 地域調べ学習の実施 ・ スポーツ大会の実施 ・ 合同自然宿泊体験教室の実施
	部活動 交流	・ 合同練習等の機会の確保 ・ 文化部活動の交流
	小学校と の交流等	・ 体育祭での小学生参加種目の設定 ・ 小学校展覧会での作品出品 ・ いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議のテーマ共有
	生徒会 交流	・ 校風や生徒会活動に関する相互理解 ・ 新校の生徒会スローガンの決定 ・ 生活のきまり原案の作成
令和 6 年度	第1学年 の交流	・ レクリエーションの実施 ・ 東京都英語村TOKYO GLOBAL GATEWAYの実施 ・ 地域調べ学習の実施 ・ スポーツ大会の実施 ・ 合同自然宿泊体験教室の実施
	第2学年 の交流	・ オンライン交流授業 ・ 東京都英語村TOKYO GLOBAL GATEWAYの実施 ・ いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議前の意見交換会 ・ 連合音楽会の合同合唱の実施 ・ 学年集会の実施 ・ 校外学習の実施
	部活動 交流	・ 合同練習等の機会の確保 ・ 新校に向けたチーム練習の実施 ・ 文化部活動の交流 ・ パーシモン・ホールを利用した合同合唱コンクールの実施
	小学校と の交流等	・ 体育祭での小学生参加種目の設定 ・ 小学校展覧会での作品出品 ・ 長期休業中の部活動の体験入部 ・ いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議
	生徒会 交流	・ 校風や生徒会活動に関する相互理解 ・ 新校の生徒会スローガンの決定 ・ 生活のきまり原案の作成

第3 今後の取組体制及び配慮事項について

Ⅰ 今後の取組体制

令和5・6年度は、新校の開校に向けた具体的、実務的な事項について検討していくこととなるため、以下に掲げる検討組織を新たに立ち上げ、取組を進めることが適当だと考えます。なお、取組に当たっては、協議会と連携を図りながら進めていくことが望ましいと考えます。

(1) 第七中学校・第九中学校統合新校開設準備委員会

両校の教職員、関係小学校の教職員及び教育委員会事務局職員で構成する統合新校開設準備委員会（以下「開設準備委員会」という。）を新たに設置します。

また、開設準備委員会には、下表のとおり各検討内容に応じた組織を設置し、具体的な検討を進めていくこととします。

開設準備委員会では、各検討組織の総合的な調整、取りまとめを行うほか、両校の歴史的資料の保存や展示方法について検討していきます。

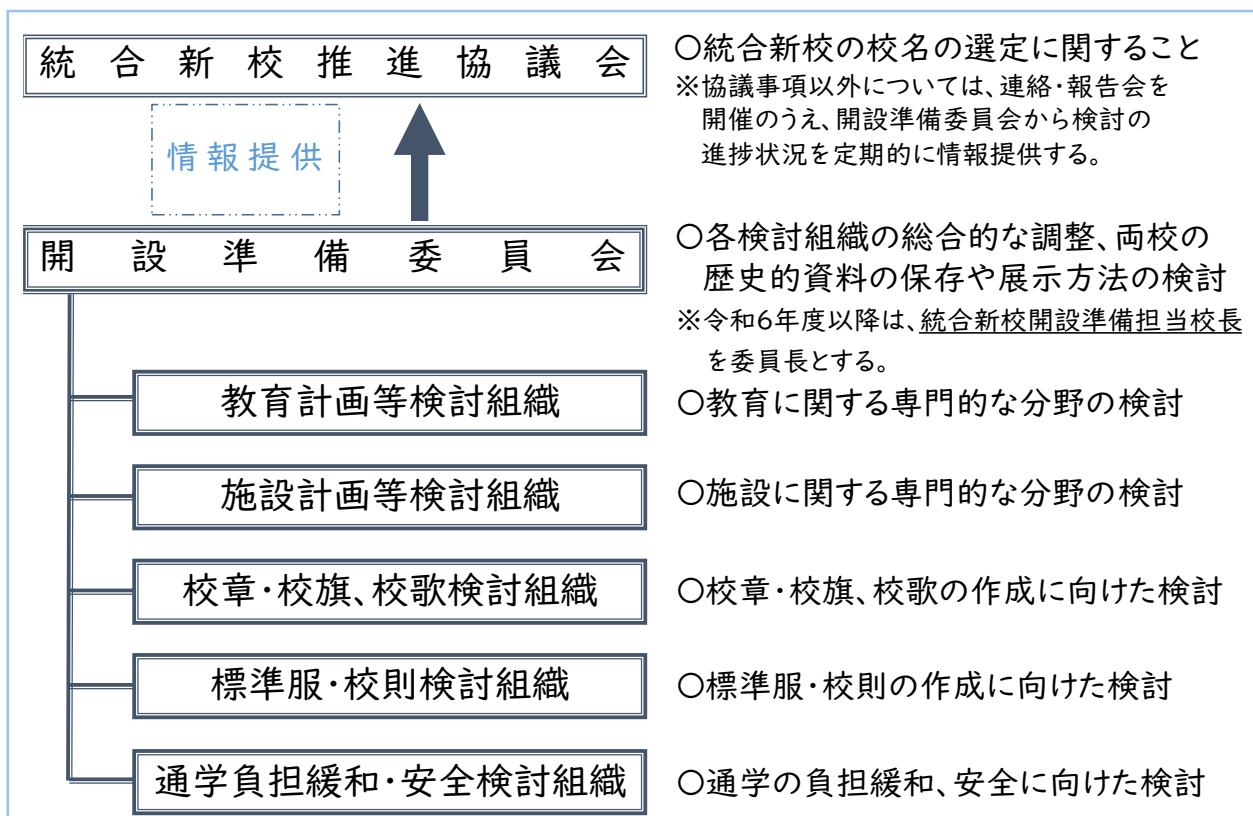
なお、令和6年度については、令和6年4月に配置される統合新校開設準備担当校長を委員長とし、令和7年4月の開校に向けた具体的な準備を進めていきます。

検討組織名	構成・検討内容
教育計画等 検討組織	両校の教職員及び教育委員会事務局職員で構成。統合移行期間中の両校各教科の評価規準の統一や生活指導基準の統一を図るための検討、及び新校の教育計画の検討など、教育に関する専門的な部分の検討を行う。
施設計画等 検討組織	両校の教職員、教育委員会事務局職員及び施設担当所管（区長部局）職員で構成。新校の基本構想、基本設計、実施設計など、施設に関する専門的な部分の検討及び移転に向けた検討を行う。
校章・校旗、 校歌検討組織	両校の生徒、関係小中学校保護者、両校の教職員及び教育委員会事務局職員で構成。校章・校旗、校歌の検討を行う。
標準服・校則 検討組織	両校の生徒、関係小中学校保護者、両校の教職員及び教育委員会事務局職員で構成。標準服・校則の検討を行う。
通学負担緩和・ 安全検討組織	両校の生徒、関係小中学校保護者、地域の方、両校の教職員及び教育委員会事務局職員で構成。通学の負担緩和・安全対策に関する検討を行う。

(2) 協議会への連絡・報告

協議会の地域、保護者の委員を対象とした連絡・報告会を適宜開催し、開設準備委員会の検討の進捗状況について定期的に情報提供を行うなど、地域の意向を踏まえて取組を進めていきます。

【令和5年度以降の取組体制のイメージ】



(3) 今後のスケジュール (予定)

項目	年月	令和5年度												令和6年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
教育活動の推進																									
交流活動の実施																									
校名の公募・選定																									
目黒区立学校 設置条例の改正																									
教育計画等の検討・策定																									
施設計画等の検討・策定																									
校章・校旗の検討、作成																									
校歌の検討、作成																									
標準服の検討、決定																									
校則の検討、決定																									
通学負担緩和措置等 の検討、決定																									
歴史的資料の保存・展示 の検討・決定																									

2 取組に当たって配慮すべき事項

これまでの協議会でとりまとめた協議結果における留意事項、小学校児童・保護者向けアンケートの実施結果、中学校 PTA からの要望事項等を踏まえ、配慮が必要な事項をとりまとめました。

つきましては、それぞれの検討組織において、その実現に向けて、最大限の努力をしていただくよう要望します。

組織	配慮が必要な事項
教育計画等 検討組織	・ 両校の良き校風等を継承しつつ、新しい学び等に取り組み、新しい学校の姿を築くこと。 ・ 両校が培った地域との関係を基盤とし、更なる地域との連携・協働を図ること。 ・ 生徒の充実した活動場所を確保するため、周辺施設の部活動等での活用を図ること。 ・ 新校への円滑な移行に向けて、両校の生徒が開校までの期間の中で豊かな人間関係を構築することができるよう、生徒への負担を考慮しつつ、交流活動を実施すること。 ・ 統合に向けた様々な活動や統合による環境の変化に対して、十分に対応が可能な教員数の確保（加配教員や補助教員など）を図るとともに、両校の教員を新校へバランスよく配置すること。 ・ 開校時に 3 年生となる令和 5 年度の新入生から、新校開校に向けて指導方法や学習評価の段階的な統一を図ること。
施設計画等 検討組織	・ 生徒の充実した活動場所を確保するため、学校施設等の整備を工夫すること。 ・ 生徒数、学級数の増加に適切に対応するため、暫定校舎における教育環境・生活環境の整備を図ること。 ・ 児童・生徒、保護者等への影響時期を踏まえ、新校舎の整備を着実に進めること。
標準服・校則 検討組織	・ 両校の生徒や保護者の意見を踏まえ、時代に即した標準服及び校則のあり方を検討すること。
通学負担 緩和・安全 検討組織	・ 個人ロッカーの整備など学区域の広がり配慮した生徒の登下校の負担軽減を図ること。 ・ 生徒の安全な通学のため、通学経路の安全確認や必要な安全対策を講じること。

第 4 協議会で出された各委員からの意見・要望

本協議会において各委員からこれまでに寄せられた意見・要望は別紙のとおりです。

教育委員会においては、今後の検討にあたって、これらの意見・要望を参考にさせていただきますようお願いします。

会 議 録

名 称	第1回第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会
日 時	令和4年4月20日（水）午後7時から午後8時
会 場	第七中学校体育館
出 席 者	41名
会議次第 会議の結果 及び 主な発言	1 開会 2 委嘱状の交付 3 教育長あいさつ 4 協議会についての説明 協議会の設置目的及び協議事項等について、資料1「統合新校推進協議会について」、資料2「第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会委員名簿」により事務局が説明を行った。 また、参考資料として資料3「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して（令和3年12月）」、資料4「第三中学校・第四中学校の統合新校整備方針（平成25年3月）」を配付した。 5 会長の選出 要綱第5条の規定に基づき、会長を互選し、松本猛委員（向原住区住民会議）を選出した。 6 副会長の選出 要綱第5条の規定に基づき、副会長3名を互選し、地域・保護者・学校それぞれから以下の委員を選出した。 日暮 高久 委員（碑住区住民会議） 梅井 泰 委員（原町小学校PTA） 金子 弘樹 委員（第七中学校長） 7 議題 （1）会議の公開等の取り扱いについて 資料5「会議の公開等の取り扱いについて」のとおり決定した。 また、5名の方から傍聴申請があり、同議題の決定後に傍聴を許可した。 質疑等は特になし。 （2）幹事会の設置について 要綱第7条の規定に基づき幹事を置くこととし、幹事会の設置及

	び運営については、資料6「幹事会の設置について」のとおり決定した。また、学区域及び地域・保護者・学校の3者のバランスを考慮し、以下8名の委員を選出した。 今井 礼子 委員（月光原住区住民会議、清水町会） 島崎 孝好 委員（原町西町会） 西尾 幸司 委員（第七中学校PTA） 三輪 恵美子 委員（第九中学校PTA） 飛弾 拓治 委員（碑小学校PTA） 鴻野 祐子 委員（第九中学校長） 村尾 勝利 委員（向原小学校長） 衣非 まさ子 委員（月光原小学校長） 質疑等は特になし。 (3) 協議会の運営及び日程等について 資料7「協議会の運営及び日程等について」のとおり決定した。 質疑等は特になし。 (4) その他 第2回協議会は、5月26日（木）午後7時から第九中学校体育館で開催することとした。 8 閉会 以 上
--	---

会 議 録

名 称	第2回第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会
日 時	令和4年5月26日（木）午後7時から午後8時
会 場	第九中学校体育館
出 席 者	40名
会議次第 会議の結果 及び 主な発言	1 開会 2 区立中学校の統合方針に係る説明について (説明概要) 協議の参考として活用する資料として、資料1「区立中学校の生徒数の状況及び具体的な統合策等について」、資料2「統合方針改定案説明会及び意見募集の実施結果について」、資料2-2「統合方針改定案に係る質疑・意見等の概要（新設中学校の位置・通学区域・通学方法抜粋）」を配布する。 資料1は、統合方針から区立中学校の生徒数の状況及び具体的な統合策等のデータ等を抜粋し、令和4年度の速報値等を追加した資料である。また、資料2は、昨年行った統合方針改定に係る説明会と意見募集の実施結果をとりまとめた資料であり、資料2-2は、その実施結果から統合新校の位置及び通学区域に係る内容を抜粋したものである。 3 統合新校の位置及び通学区域について (説明概要) 統合による新設中学校の位置を決定する際の重要な要素としては、敷地の広さや形状、どのような学校施設が建てられるかといった、校地・校舎等の条件と、通学距離や時間等の通学の条件を考慮することが必要となる。各校の敷地の状況及び各校の校地を新設中学校の位置とした場合の通学時間等について説明させていただく。 ○ 第七中学校敷地・第九中学校敷地の比較 資料3「第七中学校・第九中学校敷地比較表」及び会場スクリーンを利用し、両校敷地の特徴及びどのぐらいの規模の新校舎が建設可能かの検討内容を事務局から説明。 第七中学校は、周辺道路が広く、敷地と道路の高低差もなく概ね平坦で道路からのアクセスが良い点がある一方、敷地面積は第九中学校よりも狭く、形状が不整形な部分がある。第九中学校は、周辺道路の幅員が狭いため大型車両の通行が困難で、道路との高低差があるため道路からのアクセスに制限があるが、敷地面積は第七中学校よりも広い。

両敷地において、どれくらいの規模の校舎を建設することが可能かを検討した。検討に当たっては、目黒区では望ましい学校規模を11学級から18学級としているため、仮に18学級規模の学校を想定した。その他、屋内運動場、武道場、プール等を想定した。検討の結果、両校の現行のグラウンドの広さを概ね維持しつつ、どちらの敷地でも、18学級規模の校舎を建設することが可能である。

○ 第七中学校地・第九中学校校地の通学条件比較

資料4「統合による新設中学校の位置及び通学時間等について」により事務局から説明。

統合する各校の通学区域を合わせた区域の小中学生人口において、全ての小中学生が通学範囲内となる通学時間は、試算上では、新設中学校の位置を第七中学校とした場合も第九中学校とした場合も徒歩25分圏内となる。いずれを新設中学校の位置とした場合も、これまでの統合新校である目黒中央中学校や大鳥中学校等と比べても通学区域の広がりは大きくならない。なお、通学時間については、一般的な歩行速度である分速80m程度で計算している。

両校の通学条件の比較としては、第七中学校を新設中学校の位置とした場合では、徒歩15分圏内の近距離の小中学生人口が多い。一方で、第九中学校を新設中学校の位置とした場合では、徒歩20分圏内で通える小中学生人口が若干多く、最長地点までの通学時間が少ない。このような状況から、通学条件により新設中学校の位置を判断するのは難しいと考えている。

通学負担の緩和措置として、目黒中央中学校の統合において講じた公共交通機関等の交通費補助基準（通学距離2km超、かつ徒歩30分超）に該当する区域は生じないが、統合による通学区域の広がりを考慮し、個人ロッカーの設置等について検討していく必要がある。なお、交通費の補助基準とは別の話だが、通学時の公共交通機関の利用については現状も必要に応じて認めている。

【質疑・意見】

○ 第二体育館のように体育館を二つ作る予定はないか？統合して生徒数が増えれば、各部の部員も増え、体育館一つでは活動がままらなくなるのではないか。

⇒ 体育館を含めた具体的な学校施設の整備内容は、今後決めていく予定である。現在のシミュレーションでは、体育館は現状の1.5倍程度の面積とし、新たに武道場を仮配置して検討したもののだが、両校の敷地に配置できることが確認できている。なお、校舎を広くするとその分校庭が狭くなる関係があるので、バランスを取る必要がある。

現在の第七中学校と第九中学校は、過去における生徒数の増加により増築を繰り返した校舎であり、効率的な配置がなされていない。建て替えて再配置をすることで、現在よりも校舎の延床面積を増やしたうえで、グラウンド面積も現状と同程度を維持することができ、例えば、体育館の面積も1.5倍にするという計画ができる。

(会長)

第七中学校、第九中学校の校長先生から校長としてのご意見をいただきたい。

⇒ 生徒が学校で日常的に活動するうえで校庭の広さは非常に重要である。昼休み等で毎日使用し、また体育の授業ではトラックのコーナーが大きい方が怪我につながりにくい。行事や体育祭を実施するに当たっては、安全な広さ、形状のトラックを確保するとともに、その周りに見学者のスペースが十分にあることが大切である。

校舎の形状、教室の配置については、普通教室に午前中から陽が入る、自然採光が取り入れられることが大切であると考えている。

通学上の安全性の面では、どちらの校地も条件は違うものの、中学生であれば安全性に配慮しながら通学できるものと考えている。通学時間については、隣接中学校に通う生徒がいることを考慮すれば、20 分程度というのは体力的にも問題がないと考えられる。

⇒ 計画例はあくまで一例として捉えている。生徒が活動する場所として、体育館やグラウンドの広さというのは重要である。

まず、グラウンドについてだが、区内の学校のほとんどが 150m のトラックであるが、その中でも縦長になっていて、かなりコーナーがきつくなっている学校もある。そのため、できるだけコーナーを大きくとれることを考えていただきたい。さらに最大 18 学級を想定する場合には、トラックの外に 6 レーン取ることが必要となり、そこから外れるとすぐに校舎にぶつかるような状況では生徒の安全性を確保することができないことから、トラックの周りのスペースについても考慮いただきたい。

先ほど部活動についてのご意見があったが、グラウンド、体育館ともに複数の部活動が使うことが想定されるため、それに必要な広さの確保が必要である。部活動の地域への移行という話もあるが、そういったことも考えると校庭の防球ネットの高さも地域の安全にもつながるので考慮いただきたい。

体育館については、1.5 倍の広さと想定した場合、その 1.5 倍がどのように使われるのかが重要である。様々な活動があるので、倉庫やステージなどを除いた、実際に活動できるフロアの広さについて十分に検討いただきたい。

生徒たちが活動するグラウンド、体育館は健やかな体づくりにつながる重要な場所になる。敷地の広さ、向き等様々な制限があるが、可能な限り配慮いただきたい。

○ 校地を決めるのは大きな決断となるが、同時に進行している第八中学校、第十一中学校の統合新校がどこに配置されるのかということも判断に関わってくるのかと思う。そちらの協議会の状況を情報提供していただけるのか。

⇒ 2つの協議会が同時進行していること等から、協議会だより、会議

	録、会議資料については、公表させていただくこととしている。会議録の確認などで一定の時間はかかるが、第八中学校、第十一中学校の協議会の協議状況についても、次回の協議会までには区のホームページにおいて公表していく。また、状況に応じて、資料配付などでも情報提供を行っていきたいと考えている。 ○ グラウンドの広さが課題であるならば、二校のうち一校の敷地をグラウンドにする方法もあるのではないかと。区としては受け入れにくいということもあると思うが、意見として伝えておきたい。 ○ グラウンドの広さが課題として提示されたが、様々な部活動があるなかでグラウンドの形状も重要である。例えば、野球部がある場合には、実際に野球ができる形状なのかという具体的な検討が必要である。また、武道場の設置にしても、以前は体育館に畳を引いて活動していたので、本当に必要なのかは部活動の状況も踏まえて検討していただきたいと思う。 ⇒設計はこれからとなるので、ご意見をいただきながら進めていく。 (会長) 本協議事項における意見として、本日いただいた意見や意見提出用紙による意見を踏まえて、次回の協議会では、提出された意見を共有のうえ、引き続き、統合新校の位置及び通学区域について協議を深めていきたい。 ⇒ 提出されたご意見については、次回の協議会の中で共有させていただくほか、課題等あれば事務局が整理をし、資料として提供させていただくことも可能でありますので、積極的にご意見いただきたい。 4 閉会 第3回協議会は、6月24日(金)午後7時から第七中学校体育館で開催することとした。 以 上
--	--

第2回 第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会後に提出された意見について

1 提出意見・質問一覧

提出番号	意見・質問
1	校地決定について、条件を見るかぎり、どちらになっても充分とはいかず、ある程度の妥協をしての決定として受け入れると思う。 校地とならなかったほうの施設をどう活かすかに非常に興味があり、「区全体の施設」となるより、新設校の第2キャンパスのようにしてくれたら良いと思います。そういったことについても協議会にかけていただきたいです。
2	教育環境が整っていれば第七中学校・第九中学校どちらでもよい。決定的な強い選択は我々では難しい。跡地は小学校建て替えの種地となるようだが、長い目で見てどんな施設が出来るか非常に興味がある（音楽ホールとか）。清水池公園近辺では、建築する際に池に近いこともあり水が出る。たとえば一階部分を半地下にし、校舎部分を節約できれば広いグラウンドの確保も可能なのではないか。いずれにしても、建築のプロのご意見を先に伺いたい。
3	合併して、新校舎ではない方の施設はどのような物を作るのか、大筋でもわかればと思います。区の施設なのか、売却なのか、学校がなくなった空き地はなにになるのかで、判断材料としては変わってくると思います。
4	今まで協議会委員の意見を聞くことで進行していますが、基本である子供たちの意見を聞かないことが気になるし、聞かなくては一方的なことになり、目黒区らしい優しさが失われることになります。主役を忘れないように頼みます。 学校統合は一方が残り、一方が無くなるという悪いイメージがあるが、お互いの良いところをどちらも生かす、今までにない統合の仕方として考えられないでしょうか。 運動するための校庭も含め、学びの場としてかなり狭い敷地であるため、せっかく一緒になるのであるなら、一方を学術の場、一方をスポーツの場として残すなど、予算に捉われず、新しい発想で伸び伸びと教育するのも一案だと思います。迎合ではない目黒らしい教育のあり方を出してほしいと思う。子供は、国の将来です。地域から発するのが基本と信じます。
5	各地域の団体が各中学校で定期的に実施していた活動（スポーツイベント）、お祭り等の地域行事の受け皿（場所）を準備する必要があるのかもしれませんが。
6-1	第九中学校校地だと西小山駅、洗足駅から徒歩で行けて交通の便はよいと思います。今後は全国的に、部活の顧問を外部委託にする傾向もあるようですし。でも生徒側の通いやすさとなると第九中学校校地は目黒区のはじっこなので、また違うかもしれませんが。 合併するにあたり学力に差がないようにしていただきたいです。定期テストの問題の難易度、内申点のつけ方に大きな差が出ないように、連携していただきたいです。
6-2	どちらでも構わない。
6-3	第八中学校、第十一中学校（の統合新校）がどちらになるか、同時に調整してほしい。第七中学校、第八中学校は距離も近く両方統合新校となると通学距離が長いからと隣接学区への通学を選ぶことも難しい場合があるのではないか。
7	小中連携を考えると小学校の野球とサッカーくらいはできるようなグラウンド環境が望ましいと思います。 学区を変えることはしたくないのでしょうか。両校から最長の家庭位置ですが、第九中学校校地にした場合、目黒通り沿いが最長ですが、その辺りは別の中学校（大鳥中学校？目黒中央中学校？第八中学校？）でフォローすることは可能なのでしょうか。第七中学校を校地にした場合、洗足駅近辺が最長ですがそこは品川区、大田区になるのでフォローできません。 第九中学校の校地になった場合、第七中学校区が目黒通り近辺の遠い家庭は他の中学校へ行ける暫定的な学区にするのはどうでしょう。ただ、目黒中央中学校にはキャパの問題がある気がします。 第九中学校の校地にしたほうが目黒区全体を見るとバランスがいいように思います。第七中学校だと学校が区の真ん中に集まりすぎている気がします。 区の施設を真ん中に集めるのは良いことだと思います。学校こそ目黒区の外側で、第七中学校跡地を区民の集まる施設にするのはどうでしょう。区民施設は中央のほうが使い勝手はいいと思います。バスも通りやすいと思いますので。 第九中学校校地のほうが土地に高低差があるとのことで工事の費用が高くなりそうですが、その分校舎や施設の費用を圧迫するようだと第七中学校校地にしたほうがより良い校舎ができる気がします。それはあくまで校舎だけの話です。ただ、第九中学校校地のほうが敷地面積が広いので、上記の小学生が使えるグラウンドの状況も考えると第九中学校校地のほうが広いのでいい学校になりそうです。そういう意味で費用がどうなるのか気になります。学校統合に関してある程度の予算はとっているとして、高低差の予備工事など予備費でどうにかなるのであれば、第九中学校を校地にしたほうがいいと思います。

会 議 録

名 称	第3回第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会
日 時	令和4年6月24日（金）午後7時から午後7時50分
会 場	第七中学校体育館
出 席 者	41名
会議次第 会議の結果 及び 主な発言	1 開会 2 統合新校の位置及び通学区域について （会長） 前回に引き続き、統合新校の位置及び通学区域について議題とする。 事務局から資料の説明をお願いします。 （説明概要） 前回の協議会において、統合新校の位置を決定する重要な要素である敷地（校地・校舎等）の条件、通学の条件について事務局から説明のうえ、ご意見、ご質問をいただいた。また、協議会後の意見提出において、7名の委員からご意見、ご質問をいただいた。 いただいたご意見等を踏まえ、今回の協議会における議論の要点を明確にするため、幹事会において論点整理を行った。 ○前回の協議会後にいただいたご意見と質問への回答 資料1「第2回第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会後に提出された意見について」により説明。また、ご意見、ご質問に統合後の跡地に関する内容が多くあったため、資料2「統合後の跡地等の活用について」により次のとおり説明。 統合後の跡地については、昨年12月に改定した区立中学校の統合方針において、周辺の小中学校を建替える際の仮設校舎等としての利用を検討することとしている。また、小中学校の建替えについては、昨年3月に策定した学校施設更新計画において、老朽化を迎える小中学校の学校施設を30年間の長期にわたって順次建替える計画としている。南部地区では、現在向原小学校の建替えの取組を進めているが、統合後の跡地については、今後予定している、原町小学校、月光原小学校や周辺の小中学校の建替え時の暫定の校地として利用していくことを検討している。建替え時期や、どの学校の建替えに活用するかは未定だが、南部地区の更新順位が2番目の原町小学校の建替えは、学校施設更新計画の第2期目である令和13年度（2031年度）以降の建替えとなり、また建替えに係る期間は解体を含めると1校につき概ね3年かかるため、少なくとも今後10年以上、また、月光原小学校や他の小中学校を考慮するとそれ以上の期間、学校施設更新の

ために跡地活用することを検討している。現時点では、学校施設の建替えによる跡地活用後の具体的な見通しを立てることは難しいため、その後の跡地活用については、その時点における行政需要を踏まえ、効果的・効率的な活用を区長部局と連携し、地域のご意見を伺いながら検討していくこととなる。

なお、小中学校の建替えで跡地活用する時に、建替え前の準備で学校として跡地を使用しない期間も生じる。

前回の大鳥中学校の統合においては、第四中学校跡地について、跡施設の工事が始まるまでの一定期間、跡地・跡施設を大鳥中学校の部活動や学校開放事業に準じた事業等として暫定利用した。今回の統合後の跡地においても、小学校校地としての期間と準備期間では取扱いとは異なると思うが、一定程度、統合新校や地域による活用も含めて検討していく必要があるものと考えている。

跡地活用は、この協議会の協議事項には含まれていないが、いただいたご意見については、部活動での利用など今後の統合新校の学校運営に一定程度関連することから、協議に関係して出された意見として協議結果に付して報告するという取扱いにしたいと考えており、報告内容については今後のとりまとめの段階で協議していきたい。

○第3回統合新校推進協議会に向けた幹事会における論点整理について

資料3「幹事会における論点整理について」により説明。

第2回協議会での意見とその後提出された意見のうち統合新校の位置に関する意見を、統合新校の位置を決定する要素である通学の条件と校地・校舎等の条件に分けて整理した。

表の一番上の全般は、通学の条件および校地・校舎等の条件の両方を含めた総括的な意見と読み取れる内容だが、3人の方からは、どちらが校地になっても受け入れる、教育環境が整っていればどちらでも良い、どちらでも構わないといった意見である。

次の通学の条件については、目黒区の全体の中学校の位置のバランスで第九中学校の位置にした方が良いというご意見はあるが、統合後の通学区域における通学時間・距離については、前回中学校長が述べられたご意見以外は特段のご意見はない。そのため、どちらを校地とした場合も通学時間・距離に大きな差はないといった一定の認識があるものと捉えた。

次に、校地・校舎等の条件については、様々なご意見はあるが基本的には、グラウンドや校舎環境の充実に関することといったところは共通しているものと捉えた。

このような意見の状況から、幹事会における論点整理では、どちらが校地になった場合でも、通学の条件では大きな差がなく、より良い教育環境を整える観点から、校地・校舎等の条件を優先的に考え、統合新校の位置及び通学区域を決定することが望ましいとし、相対的に敷地の条件に、優位性のある第九中学校を統合新校の校地とすることが望ましいとお示したうえで、協議を深めることが適当であるとの

提案であった。

なお、この提案に至るうえでは、幹事会の構成員の方々からは、どちらの場所からも学校がなくなることは寂しい、残念な思いはあるが、どちらかにしていくこととなる。南部地区ないし全体の小中学校の子どもたちのことを考えると学校施設の建替え用地としては、区を中心に近い第七中学校の跡地を活用することが望ましいといったご意見があったことを申し添える。

【発言】

- 第七中学校と比較して第九中学校の校地が若干広いということ、近隣に小学校の多い第七中学校校地の方が小学校の建替えの跡地として活用しやすいという点から、統合新校の位置の候補としては第九中学校が望ましいという意見に幹事会から着地したことを報告しておきたい。
- 一定程度、客観的に判断していかなければならないのかと思う。中学校の保護者の方から、子どもが統合の話になると口をつぐんでしまうとの話があった。よく話を聞くと、それは自分たちの学校がなくなるのは嫌だからそういう話はしたくないという思いだったとのこと。地域も同様にそういう思いはあるが、どこかでこれを実施していかなければならないという前提で幹事会での話し合いが行われたという経緯だけは補足しておきたい。

(会長) では、協議会として、第七中学校・第九中学校の統合新校の位置及び通学区域については、幹事会における提案のとおり、「通学の条件では大きな差がないことから、校地・校舎等の条件を優先的に考える」ことが妥当と考え、統合新校の位置は、現在の第九中学校の位置とし、通学区域は第七中学校と第九中学校を合わせたものとして、今後の議題を進めていきたいと思う。

(事務局)

統合新校の位置及び通学区域については、今後、協議結果として教育長にご報告をいただき、その内容を踏まえて教育委員会において方針案を策定して、説明会等を行ったうえで決定していく。

3 その他

事務局から以下の2点について情報提供した。

(1) 小学校の児童・保護者向けアンケートの実施について (情報提供概要)

資料4「小学校の児童・保護者向けアンケートの実施について」により情報提供。統合対象校の学区域の区立小学校の児童及び保護者向けに、統合後の学校活動や開校までの取組等に関するオンラインフォームによるアンケートを7月上旬以降に実施していく。

(2) 令和5年4月入学隣接中学校希望入学制度について (情報提供概要)

	資料5「令和5年4月入学隣接中学校希望入学制度のご案内」により情報提供。学校統合の取組を踏まえて、例年より申請スケジュールを1か月後ろ倒しにしている。また、今後、各校の受入人数について決定していくが、近年、目黒中央中学校は抽選での受入となっており令和4年度入学において高い倍率となったが、今回も受入人数が厳しくなることが想定される。 4 閉会 第4回協議会は、7月19日（火）午後7時から第九中学校体育館で開催することとした。 以 上
--	---

会 議 録

名 称	第4回第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会
日 時	令和4年7月19日（火）午後7時から午後7時50分
会 場	第九中学校体育館
出 席 者	39名
会議次第 会議の結果 及び 主な発言	1 開会 （会長）まず、南一丁目町会からの選出委員が古山委員から稲田委員に交代となったことを報告する。 本日の議題は、「新校が目指す学校像、移行期間中の教育活動、交流事業」、「新校の施設整備の方向性」になる。 2（1）新校が目指す学校像、移行期間中の教育活動、交流事業について 【説明概要】 （学校統合推進課長）本日の第4回と次回の第5回の協議会において、統合により新たに設置する中学校の目指す学校像等について協議をお願いします。 本日は、教育委員会と第七中学校・第九中学校の教員からなる準備組織で検討してきた目指す学校像の案を説明する。今回の協議会の意見や助言を踏まえ、次回の第5回の協議会までに案に修正を加えて、より良いものにしていきたいと考えている。 また、令和7年4月の新校開校までの期間には、新校の目指す学校像を踏まえた教育活動を、第七中学校・第九中学校で段階的に展開していくことや、統合前から両校の生徒同士の交流事業を実施することを予定しており、その想定についても説明する。 説明は、資料1「新校が目指す学校像及び移行期間中の教育活動・交流活動（案）」により行う。まず資料1の4ページ「新校の目指す学校像関係図」により、現在の両校の学校像等について両中学校長から説明した後、新校の学校像等について教育指導課長から説明する。 （第七中学校長）第七中学校では、自立した社会人、社会に貢献できる社会人の育成を目指して教育活動を進めている。その柱となるのが教育目標であり、自分を律する心、他を思いやる心、心身の健康、この三点を掲げながら、目指す学校像に向けて取り組んでいる。 その目指す学校像を含めて教育目標の内容が、新校の目指す学校像の三点に入ってきていると理解している。子どもたちが自立していくためには、より多くの人たちとの出会い、関わり、そして体験活動、

協働作業が必要になっている。

その上で、子供たちは自立した力を高めていくには、クラスだけではなく、やはり上級生や下級生との関わり、地域、保護者との関わり、いろいろな方々との関わりや出会いがあってこそだと考えている。そのような多様な考え方に触れる機会を作るということは、新校の目指す学校像に含まれていると捉えている。

二点目の授業に関しては、本校も授業を大切にしている。授業をするうえで学校の秩序を維持する、授業規律を保つ、生徒理解に努めるということは大切である。本校は特別支援教室の拠点校であることから、配慮を要する生徒への視点を高めながら、授業を進めている。

また生徒理解を深めて、子どもたちの基礎的な知識・技能の習得、そしてそれを活用できるように、教育機器の活用に取り組んでいる。その一つが学習用情報端末であり、またこれから期待される先進的な教育機器の配備なども新校の目指す学校像に含まれている。

三点目の地域に関しては、家庭でしつけ、学校で学び、地域で育つということが言われている。そしてそれが分業、バラバラではなく、連携を深めていかなければならない。地域の中で、子どもたちが活躍できる、そういう学びを学校でやっていきたい。そのためにも、地域の皆様の支援が欠かせない。子どもが育っていくなかで、地域を支える人材になってくれたらと願っている。この視点も新校の学校像には含まれていると思っている。

(第九中学校長) 第九中学校の教育目標は、人間尊重の精神を基調として、未来を切り拓く心身ともに健康な生徒を育成する、自主：主体的・対話的に深く学ぶ、こちらは今年度の重点目標としている。信頼：感謝の心を持ち、互いの違いを認め受け止める。努力：あきらめずに向上心を持って取り組む、の三点を掲げている。

次に本校が目指す学校像は、一番目は生徒にとってどんな学校か、二番目は保護者にとってどんな学校か、三番目は地域にとってどんな学校かということが書かれている。目指す学校の根本は活気に溢れ、保護者や地域に愛される学校である。

具体的には、生徒にとっては授業がわかる・楽しい、自分を生かせる、夢や目標がもてる、信頼する先生や友達がいる学校、保護者にとっては、安心して任せられる、力を伸ばしてくれる、相談ができる、情報が伝わる学校、そして地域にとっては子どもの成長が見られ、協力し合える、地域人材を活用できる、未来の担い手を育成してくれる学校であると考えている。こうした学校像を目指して教育活動を行っている。

新校の目指す学校像については、本校の教育内容と第七中学校の教育内容を加味して検討した。

まず一つ目の、「多様なひとびとと出会い、協働して新たな価値を創造する学校」については、本校の目指す学校像の、安心して任せられる、相談できる、情報が伝わる学校、そして、子どもの良さを引き出す信頼する先生や友達がいる学校といったところが関わっている。

次の二つ目の「一人ひとりの豊かな可能性を引き出し、しなやかに生きる力を育む学校」については、力を伸ばしてくれる相談できる先生がいるところが関わっている。

本校では、地域との関わりを大切にしている。特に信頼される学校というところでは開かれた学校を目指している。地域の中で、生徒会中心に生徒たちによるボランティア活動や、今年は避難所訓練を地域の方と合同でしていく予定である。また小中連携を深め、教員同士の繋がりを強くして教育活動を行って、小学校から中学校にスムーズに上がってこられるようにしたいと考えている。

これについては、最後の三つ目の「地域とともに育ち、地域に支えられ、地域を支える学校」となっているが、これは、現在の本校が目指している理想の姿になると考えている。子どもたちが自立して生き抜く力を育むために、さらに未来の担い手を育成するために、素晴らしい地域の人材を活用していきたいと考えている。また、地域の力を借りるだけでなく、子どもたちの力を地域に発揮できるよう、地域とともに育つ学校にしていきたい。

(教育指導課長) 新校の目指す学校像、移行期間中の教育活動、交流活動について説明する。この内容については、両中学校の校長、副校長、教務主任の先生が中心となり、区の職員も加わって検討した内容を教育指導課の方でまとめた。

資料1の項番1「新校が目指す学校像」についてだが、先ほどの両校校長からの説明のとおり、第七中学校と第九中学校両校の教育目標、目指す学校像、重点的に取り組んできた教育活動、生徒への理解などに関する意見を十分に出し合い、話し合っ、新校に引き継いでいくこと、発展させていくこと、新たに行うことなどを考え、新校の目指す学校像案とした。

四角囲みの3点が目指す学校像となっており、上から順に、生徒、教職員、地域、それぞれを中心とした視点からの学校像となっている。また、それぞれの学校像を実現するために3つずつ学校づくりの視点を記載している。

学校像の一点目「生徒が多様な人々と出会い、協働して新たな価値を創造する学校」は、生徒に焦点を当てたものになっている。生徒がこれまでよりも多くの友達や教員、広がった学区域の地域の方々といった多様な他者と接し、力を合わせて活動に取り組むことで、生徒一人ひとりが成長できる学校にしていきたいという考えである。

この学校像を実現するための学校づくりの視点の一点目「ダイバーシティを実現し、関わりを大切にした学習活動の充実」は、例えば様々な分野、職業の方を招いて学習活動をしたり、地域の問題解決に地域の方々と考えて実行したりといった、可能な限り多様性を実現した環境において関わりを大切にした学習活動、二点目「豊かな心を育成する人権教育、道徳教育の推進」は、第七中学校、第九中学校が大切にしてきた人権教育、道徳教育を発展的に充実させていくこと、三点目

「実社会で生きる力をはぐくむ自発的、自治的活動の推進」は、例えば生徒会を中心に校則など学校生活について話し合いを重ねるといった自発的自主的活動の推進を掲げている。

学校像の二点目「生徒一人ひとりの豊かな可能性を引き出し、しなやかに生きる力をはぐくむ学校」は、教育活動を組み立てる側の教職員に焦点を当てたものになっている。

これに関する学校づくりの視点の一点目「ウェルビーイングを実現する、生徒も教員も活力あふれる教育課程を編成」は、学校で過ごす生徒や教職員一人ひとりがより良く生きることができるかといったウェルビーイングの考え方を持って学校の教育活動を形作っていくことを掲げている。

二点目「学ぶ意欲を高め、学びを深める先端技術の活用」は、生徒一人ひとりの資質能力の育成について、これからますます進歩が見込まれるＩＣＴ機器などの先端技術を学習環境に組み込む、例えば生徒一人ひとりの習熟度に応じたＡＩドリルを進める、ＩＣＴ機器を使って調べてまとめて発表するといったことが簡単にできるスペースを設けるといった視点を掲げている。

三点目「国際社会で活躍する人材を育てる国際理解教育の推進、コミュニケーション能力の育成」は、例えば東京都英語村「ＴＯＫＹＯ ＧＬＯＢＡＬ ＧＡＴＥＷＡＹ」などと連携した取組や、大学と連携して放課後の英語学習教室などの開催といった国際理解教育や英語を用いたコミュニケーション能力を育てる取組を考えている。

学校像の三点目は、地域に焦点を当てたものになっており、「地域とともに育ち、地域に支えられ、地域を支える学校」である。家庭を含めた地域を大切にしていきたいという両校の願いが込められた学校像になっている。

学校づくりの視点の一点目「地域運営を支える教育活動の推進」は、これまで地域と生徒が関わった様々な活動を引き続き大切にしながら、例えば生徒会が中心となって、地域の防災訓練に参画したり、生徒が地域のお祭りなどの行事運営に関わったりするなど、地域運営を支える教育活動を行っていくこと、二点目「地域や社会の教育力を活用した小中連携、企業連携の推進」と三点目「夢や希望をはぐくむキャリア教育や体験学習の充実」には、小学校と連携した生徒や教職員との交流活動、地域の企業に協力を得た職業体験など地域の力を生かした取組など、生徒が夢や希望を育んでいけるような豊かな体験を設定していくことを考えている。

これらの目指す学校像や学校づくりの視点が、新校の学校づくりにあたっての方向性を示したものになり、この方向性を踏まえて、実際の活動や学習環境について、両校の先生方と具体的に詰めていくことになる。この後の協議では、この視点が足りないのではないか、こういった視点を取り入れていった方が良いのではないかといった意見

を伺いたい。

【質疑応答】

- 目指す学校像の3番目の地域との関係だが、統合すると地域が広がり、その分関わりが希薄になるのではないかという懸念を持っている。関わる住区、町会が増えることで、子どもの取り合いにならないか。私は、碑住区の取組に参加しているが、第七中学校の生徒にはボランティアなどでお世話になった。これが第九中学校の校地になった場合、距離が遠くなって参加しにくくなり、気持ちも希薄になることが想定されるので、その対策等も含めて考えていただきたい。

⇒（教育指導課長）統合することで学区域は広がるが、生徒にとっての地元が変わるわけではない。今後もそれぞれの学校と地域で現在行われている取組、活動は新校でも引き続き継続していく。また、これまで接したことのない地域の方々と新しい学校の生徒たちが接することで関係の広がりが生まれる。距離に負けないつながりが築けるようにしていきたい。

- 資料1の2（2）の交流活動については、令和5年度、令和6年度の両方に部活動交流の記載があるが、合同練習についてはイメージが湧くが、合同部活動とは部活動を統合前に一つにして先行的に活動しようという計画なのか。

⇒（統括指導主事）合同部活動や合同練習を具体的にどうするかは今後検討していく。令和5年度の1年生が統合時3年生になるので、集団スポーツであれば同じチームとして活動することになる。それを見越して、一緒に活動できるものはやっていくということを、現時点では考えている。

- 保護者の希望として、令和5年度の1年生は確かに3年生の時に統合して同じチームとして活動するが、令和5年度に2、3年生になる生徒たちの中には、自分たちのチームは最後の第七中学校・第九中学校の看板を背負ったチームである、そういった思いや誇りを持って活動をしている子たちがいる。そういったことも配慮いただきたい。

⇒（第七中学校長）運動部の場合には中学校体育連盟という団体があるが、競技によって合同チームの参加条件が異なってくる。例えばバレーボールであれば、それぞれに6人ずつ部員がいる場合、チームとして成り立っているのに、合同チームとしては参加できないことになる。

合同部活動の検討にあたっては、競技ごとに規約を一つ一つ確認して、合同チームとして大会に参加できるのか、合同練習だけになるのかを今後探っていくことが必要である。

文化部についても中学校文化連盟という団体があるが、統一的な考え方があるわけではないので、同様に検討が必要である。

○ 部活動については、第七中学校にあって第九中学校にはない部活動、または逆のパターンがある。例えば来年度第七中学校に入学したときに、第七中学校にはなく、第九中学校にある部活動に参加したい場合、第九中学校に通ってその部活に参加することができるのか。

⇒（統括指導主事）そういったことも可能であれば、一緒に考えていきたいが、現実問題として令和５年度、令和６年度は校舎が別のところにあるため、生徒の移動の課題がある。

できるものはやっていきたいと思うが、全ての部活動で実現することができるかは現時点でなんとも言えない。文化部の活動に関しては、オンラインを活用する可能性はあると思っている。

（会長）本件の議論はここまでとする。本日の意見や児童・保護者向けのアンケート結果等を踏まえ、次回、事務局から内容を整理したものが示されるということなので、引き続き「新校の目指す学校像、移行期間中の教育活動、交流事業」について協議を深めていく。

２（２）施設整備の方向性

【説明概要】

（学校統合推進課長）新校の新校舎の施設整備は建て替えにより行っていくが、どのように建て替えを行うのか、施設整備の基本や一般的な整備の取り組みの進め方について、資料２「新校の施設整備について」により学校施設計画課長から説明する。

（学校施設計画課長）学校施設、いわゆるハード面について、まだ何か決まっている段階ではないので、目黒区が学校施設を建設する際の基本的な視点を説明する。

資料２の１「新校舎整備の基本方針」は小学校と中学校の施設整備をまとめて記載しているため、必ずしも今回の中学校の施設整備に当てはまらない点がある。設計の拠り所となる基本方針は２点あり、一つが（１）の目黒区学校更新設計標準、もう一つが（２）文部科学省の指針等となる。

学校施設更新設計標準は、今後目黒区が学校を建て替えていく際の基本的な視点が、四角囲みの中に、６点示されている。１が教育活動の充実、２はすべての利用者の安全・安心、３は地域の拠点、４が維持管理のしやすさ、５が将来変化への対応、６が適正な施設規模となる。資料の裏面にもう少し詳しく書いたものを記載しており、目黒区のホームページにさらに詳しいものを掲載している。

次に、２点目の文部科学省の指針等について、文部科学省では、新たな学校施設のあり方を検討するにあたって、有識者会議を設け、報告書が本年３月にまとまった。これを受けて学校施設整備指針という施設整備のガイドラインが本年６月に改訂された。これについても、文部科学省のホームページに掲載されている。

別紙「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告【概要】が、有識者会議の報告書の概要であるため、簡単に概要を説明する。

まず第1章「新しい時代の学びの姿」の(2)の点線の四角囲みのところに「学校のICT環境が整備され、1人1台端末環境のもと、全ての子供たちの可能性を生み出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」と記載があり、現在文部科学省が目指している学校の姿となっている。

そういった中で、第2章「学校施設の課題」として、学校施設というリアルな空間、ここでは実空間という表現となっているが、子供たちがともに集い、学び、遊び、生活する学校施設という実空間の役割やあり方、その価値を見直す時期に来ているという記載がある。

そして、第3章「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」で新しい学校を作る際には「Schools for the future」ということで、未来志向で、固定観念から脱し、学校施設全体を学びの場として捉え直すという考えにつながってくる。

下段では、学校施設の五つの姿の方向性がまとめられている。左側に樹木の絵があるが、学びを樹木の幹に例えており、柔軟で創造的な学習空間の実現を指す。それを豊かにする二つの要素として、生活と共創という言葉がある。生活とは快適で健やかな学習・生活空間であり、共創とは、地域や社会との連携である。

さらにそれを支える、根っこにあたる要素が安全や環境となり、安全とは、その名のとおりに安全・安心な施設としてバリアフリーや避難所機能の充実を指し、環境とは、省エネなどの地球環境に配慮した施設を指すものである。

資料裏面には、より具体的なイメージが掲載されており、これまでの学校施設とは違うかたちをイメージできる。このイラストの中には、中学校とは必ずしも当てはまらないような内容もあるが、こういった場面をイメージしながら計画を進める。

鑑文に戻り(3)新校の設備整備になるが、これらの視点に沿いながら、学校、保護者、地域のご意見を踏まえながら検討を進めていく予定である。

続いて、2「施設整備のスケジュール(予定)」だが、新校舎については、今年度の後半に設計者の選定を行い、令和5年度から6年度に設計を行い、令和7年度から新校舎建設の工事を開始し、令和9年度中に完成となる。また、令和7年度の新校開校から新校舎移転まで活用する既存校舎(暫定校舎)については、今年度に改修内容の検討を行い、来年度に設計、令和6年度に改修工事となる。また、令和5年度中に一部先行する場合もある。

【質疑応答】

- 設計者はどのように決めるのか。また第八中学校と第十一中学校の統合新校とは違う設計者となるのか。

⇒(学校施設計画課長)設計者の選定方法は、まだ決まっていないが、

	これまで区が学校施設建設の設計者を選ぶ方式として多いのは、この敷地で学校を建設することをお示しして、設計の提案をもらうプロポーザル方法というやり方である。その提案を、区の職員、学識経験者も入れて検討し、その中でどの設計者がこの件にふさわしいかを選ぶ。 二校が別の設計者となるのかについてもまだ決定していないが、例えば二校を同一の設計事務所に発注することを条件になると、提案で一校の設計はA設計が、もう一校の設計はB設計が良いという場合にも、同じ設計者にしなければならない状況が生まれるため、別々に提案を受けてそれぞれ事業者を選ぶ方が望ましいと現時点では考えている。 (会長) 本件の協議はここまでとし、各委員から出された意見等を十分に踏まえながら、今後の新校の施設整備を進めていくということで、事務局に願います。 また、協議会の最終の意見の取りまとめは、11月の第7回を予定しているが、本件に係る留意事項等があればその際に取りまとめる。 (学校統合推進課長) 施設整備に関して何かご意見等あれば、11月に予定している協議結果のとりまとめにおいて、留意事項等を含めて教育長に報告するため、今後の協議会でもご意見をお出しいただければと思う。 次回は、引き続き目指す学校像等について協議を行う。また、来年度中学校入学の児童の隣接中学校の希望入学制度の申込時期が10月からとなっていることを考慮し、新校の位置と通学区域、目指す学校像については、先行して方針案を教育委員会で決定することから、中間のまとめとして教育長へ報告する報告書の文案の協議を行う。 3 閉会 第5回協議会は、8月18日(木)午後7時から第七中学校体育館で開催することとした。 以 上
--	--

会 議 録

名 称	第5回第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会
日 時	令和4年8月18日（木）午後7時から午後7時30分まで
会 場	第七中学校体育館
出 席 者	34名
会議次第 会議の結果 及び 主な発言	1 開会 （会長） 本日の議題は、前回に引き続き「新校が目指す学校像、移行期間中の教育活動、交流事業」について協議するとともに、これまで協議を進めてきた「新校の位置、通学区域及び目指す学校像」について、他の協議事項に先立って教育長へ報告するために協議結果のとりまとめを行う。 2（1）新校が目指す学校像、移行期間中の教育活動、交流事業について 【説明概要】 （教育指導課長）資料1により説明する。1の「新校が目指す学校像」については、前回の協議会からの変更点はないことから、今回は2の「移行期間中の教育活動・交流活動」について、資料3「小学校児童・保護者向けアンケート」の結果も踏まえ、両校の教職員と関係課職員による教育活動等検討委員会にて話し合い、まとめた内容について説明を行う。 移行期間中の教育活動・交流活動は、新校の「目指す学校像」や学校づくりの視点を念頭に置きつつ、両校の生徒同士が豊かな人間関係を築けるよう、また、両校の良い取り組みを生かしつつ教員同士が一体感ある教育活動を行えるよう配慮しながら進めていく。 （1）教育活動のア「教員間で行う検討事項等」の令和4年度 of 取組については、まず、移行期間初年度となる令和5年度の各校の教育計画を両校で調整を図りながら策定していく。具体的には、交流活動の時期や内容の決定、両校の主な行事の日程調整、新校の運営上必要な校務分掌の設置などである。 さらに、生徒や保護者が学習方法や学習評価への不安をもつことがないよう、令和7年度の開校時に中学3年生となる、両校の来年度入学生徒の学習評価を同様に実施するための取組を今年度から実施していく。 令和5年度からは、主に令和7年度に開校する新校の教育計画策定

に向けた取組を進める。具体的には、年間行事予定、指導計画について話し合うとともに、令和7年度の修学旅行業者選定も行う。生徒会については、両校の生徒会組織の統合に向けたすり合わせ、学校のきまりを見直す話し合いなどを検討している。

学習評価については、令和6年度に1・2年生となる学年の評価計画等を両校の各教科等の担当教員同士で確認していく。さらに、両校の教員からの提案により、両校の教員の共同研修や打合せなども実施予定である。

令和6年度も引き続き開校に向け、教育課程や生徒会、学習評価に関する内容について詳細を詰めるとともに必要な教員研修を行う。

イの「移行期間中に各校で行う重点的教育活動」では、新校開校までの移行期間中に両校が重点的に行う教育活動を3点示している。

1点目の「人権教育・道徳教育」については、学級担任以外の教員も道徳科の授業を行う「ローテーション道徳授業」を両校で実施する予定である。また、専門家を招いた特別授業や地域との協力による活動を両校で同じように行うことを考えている。

2点目の「自発的、自治的活動」については、新しい学校を作るという貴重な機会を両校の生徒にも体験させたいという観点からも考えている。具体的には、生徒会組織を軸とした活動、生徒会同士の交流、標準服や校章などの検討部会に生徒たちの参加を促していくことを検討している。

3点目の「地域連携」の「小中連携」では、現在の2つの中学校区にある4つの小学校と連携した活動を行うため、これまでのやり方を踏まえ、各校と調整を図りつつ、段階的・試行的に取組を進める。

「地域行事」などの地域と連携した取組も、現在の取組を着実に受け継ぎ、新校開校後も発展することができるよう、取組を進めていく。

合わせて、これらの取組について、学校ホームページ等でも広く情報を伝えていく。なお、重点的教育活動は、次の(2)交流活動に、より具体的な内容を示している。

(2) 交流活動については、活動が多く生徒や教員の負担になるのではないかとの意見があったことから、現在の両校の教育活動を尊重しつつ、交流の仕方や規模、内容等を精査して、一部見直しを図ったり、削ったりしたものがある。そのうえで、アンケートの「期待する交流活動」として多くの意見があった「学校行事の合同実施・相互参加」「教育活動での交流」「部活動での交流」について、改めて両校の教員と話し合い、具体化したものを追記している。

例えば、部活動交流については、土日等の休日における合同練習を実施するなどの合同練習の機会の確保、1年生大会等における合同チームの参加などの競技や人数等に応じた合同チームの結成、文化部活動の交流を考えている。それぞれの部活動の交流方法については、中学校体育連盟の規定や現在の部員数、指導者や練習場所の確保など、具体的に検討していくことになる。

各交流活動の具体的な実施方法や関わりの段階的な深め方等については、今後も引き続き両校の担当教員間で打合せを行っていく。

【質疑応答】

質疑なし

(会長) 新校が目指す学校像については、今回、取りまとめを行うため、事務局から説明のあった学校像の案を基本として、新校の学校づくりを進めていくことを教育長に報告する。また、移行期間中の教育活動、交流事業については、基本的に説明のあった内容で、今後、取りまとめを行っていくこととする。

2 (2) 新校の位置、通学区域及び目指す学校像の協議結果の報告について

(会長) 新校の位置、通学区域、目指す学校像については、新校の開校に向けた取組みを進めるうえで基本となるものであることから、他の事項に先立って議論を進めてきた。この度、協議結果としてとりまとめ、教育長に報告するものである。

報告書の案を事務局から説明する。

【説明概要】

(教育次長) 教育委員会では、今回報告いただく協議結果を踏まえて、「新校の位置、通学区域、目指す学校像」に係る方針案を策定する。令和5年度入学の隣接中学校希望入学制度の申請時期が10月中旬から11月上旬頃になることを考慮して、9月下旬から10月中旬頃に各中学校を会場として小学校6年生の保護者向け説明会を実施する予定である。

また、協議結果の最終のとりまとめは、協議日程のとおり11月を予定しており、全学年の児童・生徒の保護者や地域の方向けの説明会は、来年1月から2月頃を予定している。

資料2「統合によって新設する中学校の位置、通学区域、目指す学校像の協議結果」が報告書の案となる。報告書の内容は、基本的に、これまでの協議会の中で確認した協議結果をまとめている。

まず、本協議会ではこれまで5回の協議を重ねてきたこと、協議事項のうち新校の位置、通学区域、目指す学校像の協議の取りまとめを行ったということ、議論を踏まえた留意事項を付記していることなどについて、冒頭に記載している。

続いて協議結果の内容になるが、1の「新校の位置及び通学区域」の(1)に協議結果を記載しており、新校の位置を現在の第九中学校の校地とし、通学区域を第七中学校と第九中学校の通学区域を合わせたものとする。また、令和7年4月から現在の第九中学校に新校舎が竣工するまでの間は第七中学校の校地が新校の位置となること

を記載している。

次の(2)には、協議結果に至るに当たり第3回の協議会で確認した理由、どちらの校地が新校の位置になった場合でも、通学の条件では大きな差がなく、より良い教育環境を整える観点から校地・校舎等の条件を優先的に考え、敷地面積の広さなどから現在の第九中学校の校地を新校の校地として活用することが適当であることを記載している。

(3)の留意事項には、各委員からの意見を踏まえ、生徒の充実した活動場所やスペースの確保を図るため、グラウンドや学校施設の整備、統合後の跡地・跡施設や周辺施設の部活動等での活用等の最大限の努力をすることを要望する旨を記載している。

2の「新校が目指す学校像」には、先ほど協議した目指す学校像の協議結果を記載している。

(1)には、両中学校の教員及び教育委員会事務局職員からなる準備組織で検討を進めている目指す学校像(案)を基本として、新校の学校づくりを進めていくことが適当であること、その下に新校の目指す学校像、学校づくりの視点の案を記載している。

(2)の留意事項では、新校が望ましい学校規模を生かした「魅力と活力にあふれ、信頼される学校」となるよう、両校のこれまでの良き校風や伝統、教育活動を継承しつつ、新しい学校の姿を築いていくこと、学区域は広がるが、これまでの両校が培った地域との連携を基盤とし、「地域とともに育ち、地域に支えられ、地域を支える学校」となるよう、更なる地域との連携・協働を図るよう要望する旨を記載している。

3の「各委員からの意見・要望」は、別紙として第1回から第4回までの協議会の会議録を添付している。本日の5回目の会議録も合わせて報告書に添付して提出する。

また、23～25ページに本協議会の要綱と協議会委員名簿を添付している。

こうしたかたちで教育長あてに協議結果の報告をすることを考えている。

本日、報告内容を取りまとめた後、本協議会の協議結果を踏まえ、9月上旬頃までに方針案を確定し、9月中旬頃に方針案を公表する予定となっている。

【質疑応答】

質疑なし

(会長) それでは、協議結果の報告については、この内容で教育長に

	報告することとする。 3 閉会 第6回協議会は、校名等の課題整理、統合にあたって配慮すべき事項、今後の取組体制・スケジュールを議題とし、10月25日(火)午後7時から第九中学校体育館で開催することとした。 以 上
--	--

会 議 録

名 称	第6回第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会
日 時	令和4年10月25日（火）午後7時から午後8時2分まで
会 場	第九中学校体育館
出 席 者	38名
会議次第 会議の結果 及び 主な発言	1 開会 （会長） 本日は「校名等の課題整理」、「今後の取組体制、配慮事項及びスケジュール」について協議を行う。 議題の2点については、相互に関連する内容であり、主に今後の取組の進め方に関する内容であることから、一括して事務局から説明を受ける。 2（1）校名等の課題整理 （2）今後の取組体制、配慮事項及びスケジュール 【説明概要】 （学校統合推進課長） まず、資料1により校名の選定・検討方法について説明する。なお大鳥中学校の統合時の選定・検討方法については別添資料により説明する。 1の校名については、（1）のとおり学校の基本的な事項として条例により議会の議決で定める事項となる。（2）の校名の選定方法として、区が設置する施設の名称は、区のルールで原則所在地の地名等を冠することとなっているが、名称案を募集して選定することが可能であり、これまでの統合でも公募を行ったうえで選定している。 今回の統合新校においても、多くの方に親しみ、愛着のある学校となるよう校名案を公募し、選定していくことが適当であると考えます。 具体的な公募の条件や選定基準等の決定、校名案の選定は、（3）のスケジュールのとおり令和5年度に2回、協議会を開催し、協議をさせていただくことを考えている。 なお、大鳥中学校の統合時（別添資料の1）は、実務的な検討を関係小中学校長及び教育委員会事務局職員で構成する検討組織で行い、公募は区内在住・在勤・在学者を対象として実施した。校名の選定にあたっては、教育委員会の定例会で、応募された校名の中から統合新校の校名候補を段階的に絞り込んだが、生徒へのアンケート調査結果や統合新校推進協議会からのご意見等を考慮して決定した。

2の校章・校旗及び校歌については、学校の象徴であり、区立小中学校全校で定めている。

制作にあたっては、生徒の自分たちで新しい学校をつくっていくという意識の醸成や新校に対する親しみや愛着を高めることを目的に、両校の生徒を含めた検討組織を令和5年度に設置して、検討していくことが適当であると考えている。また、両校の伝統を引き継ぐ観点から、検討の過程では地域の方々の意向に配慮して進めていく。

なお、大鳥中学校の統合時（別添資料の2）は、実務的な検討は両中学校生徒と関係小中学校保護者を含めた検討組織により行った。校章については、生徒から図案を募集し、候補作品の中から、生徒や児童、保護者、地域の方によるアンケート結果で決定した。また、校歌については、生徒から募集したフレーズを基に検討組織で歌詞を作成し、作曲等は卒業生の音楽家の方にご協力いただき、部会にも参加するなどのご協力をいただきながら完成させた。

次に、3の標準服・校則については、学校運営、生徒指導に係る事項であるため、両中学校が主体となって検討していくことが適当だと考える。その際、生徒や保護者の意見や経済的な負担に十分配慮していく必要があることから、生徒、保護者を含めた検討組織を令和5年度に設置して、意見を十分に聴きながら検討していくことが望ましいと考えている。

なお、大鳥中学校の統合時（別添資料の3）は、標準服は、両中学校生徒、関係小中学校保護者を含めた検討組織で検討し、生徒や児童、保護者、地域の方に標準仕様（詰め襟、セーラー服、ブレザーなど）のアンケートを行い、それを基にデザイン画による選定や実物見本を展示した業者プレゼンテーションにも生徒、児童が参加して決定した。

校則については、大鳥中学校の統合時には、両校の教職員と教育委員会事務局職員からなる検討組織で検討したが、現在、国において生徒指導提要の改訂が行われており、生徒や保護者等から意見を聴取したうえで校則を定めていくことが望ましいと示されている。

また、7月に実施した小学校児童・保護者アンケートにおいても、新しい学校づくりの取組で参加したい取組として最も回答が多かったのが校則の制定であった。そのため、今回の統合の取組においては生徒、保護者を含めた検討を行なっていきたいと考えている。

次に資料2により統合新校開校に向けた取組体制と配慮事項、今後のスケジュールについて説明する。

<取組体制について>

1のとおり、今後は、統合新校の開校に向けた実務的な取組を進めることとなるため、令和5年度に新たに検討組織を立ち上げ、協議会と連携を図りながら取組を進めていきたい。

本協議会の来年度以降の位置付け、所掌事項としては、(1)のとおり協議会設置要綱上の協議事項として校名の選定があるため、資料1でもご説明したとおり、校名の選定方法を協議することになる。

また、実務的な取組は(2)の開設準備委員会を立ち上げて進めていく。協議会の地域、保護者代表の委員を対象とした連絡・報告会を適宜開催し、取組の進捗状況について情報提供を行いながら進めていきたい。

2ページの『令和5年度以降の推進体制のイメージ』のとおり、本来であれば学校の権限で定める学校の具体的、実務的な事項であるが、新校開校前であるため、両中学校の教職員と関係小学校の教職員、教育委員会の職員で構成する開設準備委員会を立ち上げて取り組む。また、その下に5つの検討組織を設置して各分野の具体的な検討をしていく。取組の状況については、開設準備委員会から適宜協議会の連絡・報告会に情報提供し、各委員からご意見、アドバイスなどをいただきながら進めていきたい。

また、1ページの(2)のとおり、開設準備委員会では、各検討組織の総合的な調整のほか、第七中学校と第九中学校の歴史的資料(例えば校章や校旗、校名版、校歌版など)の保存・展示方法を検討する。

次に各専門検討組織の概要を説明する。

「教育計画等検討組織」は、教育に関する専門的な検討組織になるが、両校の教職員と教育委員会事務局職員で構成する。現在、既に活動している教育活動等検討委員会から移行する組織で、開校までの両校の評価規準や生活指導基準の統一、統合新校の教育計画の検討などを行う。

「施設計画等検討組織」は、両校の教職員、教育委員会事務局職員及び施設担当所管(区長部局)職員で構成し、統合新校の基本構想、設計業務など、施設に関する専門的な部分の検討などを行う。

「校章・校旗、校歌検討組織」は、資料1でも説明したように、両校の生徒を含め、関係小中学校保護者にも参加していただき、両校の教職員と教育委員会事務局の職員とで、校章・校旗、校歌の検討を行う。

「標準服・校則検討組織」は、こちらも資料1でも説明したように、両校の生徒、関係小中学校保護者を含め、両校の教職員及び教育委員会事務局職員とで、標準服・校則の検討を行う。

「通学負担緩和・安全検討組織」は、統合に伴い、通学区域が広がることから、通学における負担の緩和措置、安全対策の具体策について検討する組織となる。児童・保護者アンケートの懸念事項(資料4

の6ページ)に対応するために設置する組織で、両校の生徒、関係小中学校保護者、地域の方、両校の教職員及び教育委員会事務局職員で構成する。

地域の安全対策とも関係することから、構成員として地域の方を想定しているが、関係町会・自治会、住区住民会議全てからでは組織が大きくなることから、人数と区域のバランスを考慮して、新校の通学区域と重なる4つの住区住民会議から選出していただきたい。

(3)のとおり、令和5年度に校名を選定し、条例を改正して統合新校の開校が確定した後、令和6年度に開設準備担当校長を配置させていただき、それ以降は当該校長を開設準備委員会の委員長として取組を進めていく。

<取組にあたっての配慮事項>

2のとおり、前回の協議会においてとりまとめた協議結果における留意事項、7月に実施した小学校児童・保護者向けアンケート調査の結果、中学校PTA連合会からの中学校保護者アンケートを踏まえた要望事項に適切に対応するため、記載の表のとおり、各検討組織において検討を進めていくうえで配慮すべき事項を整理している。各検討組織では、この配慮事項に留意して具体的な方策を検討していく。

配慮事項について補足すると、第5回の協議会でとりまとめた留意事項である、表の◎の配慮事項については、教育計画と施設計画の検討組織で記載のとおり具体的な方策を検討していく。

また、表の○は、小学校児童・保護者向けのアンケート調査結果の「統合に当たって懸念(心配していること)」についての項目(資料4の6ページ)を踏まえた配慮事項である。

アンケートの懸念事項で、一番回答が多かった「通学負担・通学時の安全確保」について、主に回答内容としては、通学区域が広がることにより、通学時間が長くなること、それによる防犯上や交通安全上の心配や、荷物が重いことによる負担、猛暑や悪天候時の通学を心配する内容である(資料4の6ページ参照)。

このことに対応するため、先ほど述べた「通学負担緩和・安全検討組織」を立ち上げ、個人ロッカーの設置など登下校時の負担軽減を図ることや、生徒の安全な通学のため、猛暑時や防犯・防災・交通安全面などに留意して、予め通学経路の確認をしたうえで安全対策を講じることに留意して検討を進めていく。

アンケートの懸念事項の「統合時の環境変化」、「統合後の学習活動」、「統合後の学習評価」、「教職員の負担」について、主な回答内容としては、統合により環境が新しくなることに対して円滑な適応、移行できるか、統合前後で指導方法や評価方法が大きく変わらないか、

またその対応のため教職員が忙しくなりすぎないかなどを心配する内容である（資料４の６ページ参照）。

これらの対応については、「教育計画等検討組織」で具体的な方策を検討していくが、配慮事項として、新校への円滑な移行に向けた交流活動の実施、統合による環境の変化に十分に対応可能な教職員の配置、新校開校に向けて両校での指導法や学習評価計画の段階的に統一などについて、これまでの協議会で具体的な方策をお示しているものもあるが、これらに留意して検討を進めていく。

アンケートの施設面での懸念事項、「暫定校舎の環境・施設整備」、「施設整備のスケジュール」の主な回答内容としては、令和７年度から令和９年度の途中まで第七中学校の既存校舎を暫定的に活用することになるが、その間の施設環境に関する心配、新校舎整備に当たってスケジュールどおりに進むか心配といった内容である（資料４の６ページ参照）。

これらの対応については「施設計画等検討組織」において、統合に伴う生徒数、学級数の増加に暫定校舎においても適切に対応した教育環境・生活環境の整備すること、また、児童・生徒、保護者などへの影響時期を十分に考慮して、新校舎の着実な整備を図ることに留意して検討を進めていく。

最後に「新校の校風・校則」については、時代にそぐわない文化、校則が残ることを心配する内容である（資料４の６ページ参照）。

このことに対応するため、「標準服・校則検討組織」において、両校の生徒、保護者の意見を踏まえ、時代に即した内容となるよう留意して取組を進めていく。

<スケジュール>

最後の３は、令和５・６年度のスケジュールとなる。若干補足すると、校章、校歌の検討については、校名が学校のイメージとして大きく関係することから、校名案の選定の状況を踏まえ、令和５年の１０月頃から検討していくスケジュールとしている。

説明は以上となる。

【質疑応答】

（会長）それでは、ご質問・ご意見があれば伺う。まず、議題のひとつ目、資料１の校名等の選定・検討方法について、特に校名を公募することに関して、ご質問やご意見があったらお聞かせいただきたい。

質疑なし

（会長）それでは、校名については公募することが適当であることとし、校名等の課題整理について、この内容で取りまとめしていくこととする。

次に、議題のふたつ目、今後の取組体制、配慮事項及びスケジュールについて、ご質問やご意見などがあったら、お聞かせいただきたい。

- これまでの議論を思い起こし、実際に統合が必要なのかと思うようになった。

今第七中学校に子どもが通っているが、人数が少ないからといって困っていない。小学校に比べて子どもが少ないことで、自分たちがやらなければいけないという場面が増えて、自発的に何かをやろうという意識が芽生え、それを乗り越えることが自信につながっている。

ガイドラインに沿って統合して、小学校から中学校、高校に向けて大人数に慣れていくという感じなのかなと思うが、それが今必要なのか。コロナ禍で、子どもたちが伸び伸び過ごしていない、制約が多い中で統合の影響が今度どんなふうに出てくるのか分からない。

家庭で気付けないこととか、家庭で抱えていることを、学校の先生方に見てもらうととても安心で、学校と保護者の両方で子どもにとってより良いかたちで対応できる。統合で子どもが増えてしまうと、先生方も大変になり、目が行き届かないのではないかな。

現在不登校や不登校気味の子どもも多いが、クラスの人数が増えたときにどうなるのか心配。今のガイドラインでは、クラスや子どもの数に対する教職員数の決まりがあると思うが、そのガイドライン自体が今の時代に合っているのか。コロナ禍になって子どもたちや環境がこれまでとは違う状況になっているので、より多くの大人の目があった方が良いのではないかな。

第七中学校・第九中学校が統合した場合の通学ルートの検証を大学生がしたものを見せてもらった。車通りが少ない安全な道を歩くと、（学校まで）30分かかるという結果になっている。協議会資料では21分、23分となっているが、実際に歩いた人たちとの差がある。

地域の学校としては、通学に30分となると、猛暑の時期とか、この時期は部活帰りが暗くなったり、最後は一人で下校したりと心配なことが増えてくる。

色々な協議事項が出され、毎回（の協議会で）決めていかなければいけないようなことになっているが、それは必ず計画に沿わなければならないのか。子どもの立場に立って、子どもたちにとって良い学校づくりをするためには、予定が狂っても良いのではないかな。

この学校を作ったら、100年ぐらいはそのまま継続していくことになることから、やっぱり10年、20年（のスパン）ではなく、より先の子どものことを考えた学校づくりを進めていった方が良い。様々なことをシミュレーションしながら、詳しく教えていただきたい。

- ⇒（学校統合推進課長）そもそもの議論になってくるので、この協議会の中で議論する内容とは分けて整理をさせていただきたい。

ご指摘のとおり小規模校のメリットもあるが、今回、統合するうえ

では公立校の特色である多様性や地域との関係などを踏まえながら、子どもたちが多様な価値観や考え方に触れることができる統合のメリットを十分に活かしていくことが必要だと考えている。また、教職員に関してだが、学級数に応じて職員が増えることにより、大島中学校の事例などでもそうだが、例えば小規模校では全ての学年(3学年)の教科を1人の教員が見ていたところ、統合によって教員数が増えることで複数の教員で見ることができ、また、学習評価においても多面的に評価することができるといったメリットがある。

コロナ禍の状況も踏まえて令和の日本型学校教育というものが国から示されているが、これからの時代は子どもたちが多様な意見や考え方に触れる中で、AIなどでは導き出されない自分の意見や考えを生み出すことも重要となってくる。そのよう状況も考慮し、統合によるメリットを生かした新しい学校を、皆様からのご意見をいただきながら、作っていきたいと考えている。

また、保護者の方々からご心配いただいている通学に関しては、通学の検討組織を設置し、交通関係や地域の方にもご協力を仰ぎ、専門家やアドバイザーなども活用してしっかりと対応を図っていきたい。

雑駁な説明になってしまうが、なるべく不安がなくなるよう、統合によるメリットを最大化するような方向で、教育委員会として着実に取組を進めていきたい。

- 少人数ではいけないのかというのは、20年くらい前の最初の学校統合の議論でも課題として出ていた。その時決定した方針に基づいて現在の統合も進められている。保護者の皆さんが心配するのは当然のことだとは思いますが、教育委員会としても不安を払拭できるよう継続した対応をしっかりと行ってほしい。

ただ、統合自体をやめるというのは難しいと思う。今後、30年にわたる学校の建て替えの計画もある。協議会の委員として、この統合が良い方向に進むようしっかりと見ていくことの方が大事なことはないだろうか。

- 質問だが、開設準備委員会には統合新校推進協議会の委員は参加しないのか。これまでの議論を知っている人たちがいなくて大丈夫なのか。これまで意見を出してくれた方たちが入っていった方がよいのではないのか。

⇒(学校統合推進課長)ご質問については、まず今後の流れをご説明しておくと、次回の協議会で今年度最終の取りまとめを行うが、その協議結果を踏まえて、統合新校整備方針という教育委員会の方針案を策定する。そして1月から2月にかけて各保護者や地域の方などへの説明会を開催する。

来年度立ち上げる検討組織の中では、統合新校整備方針に基づき、協議会での意見、小学校児童・保護者向けアンケート結果などを踏まえて取組を進めていく。小・中学校の保護者や地域の方などが入って

	いる検討組織もあるが、開設準備委員会や各検討組織の進捗状況に関しては、連絡・報告会を開催して協議会の保護者、地域の委員の方に情報提供し、アドバイスやご意見をいただきながら取組を進めていく予定である。 ○ この協議会自体はいつまでやるのか。 ⇒（学校統合推進課長）協議会に残された協議事項は、校名の選定になることから、来年度は校名の選定基準等について4月頃、校名募集後の校名選定について8月頃に開催予定となっている。 それ以外のタイミングでは、協議会で協議結果を取りまとめるかたちではなく、開設準備委員会や検討組織の取組状況を報告し、ご意見やアドバイスをいただく、連絡・報告会としての開催を予定していることから、来年度協議会として開催するのは2回を想定している。 ○ 校名選定が終わると協議会は終わるということか？必要があれば協議会の開催も検討してもらえるのか？ ⇒（学校統合推進課長）新校開校までは協議会は存続する。もし協議が必要な事項が出てくれば、協議会設置要綱において「その他協議が必要な事項」という規定があるので、ご相談させていただくということになる。 ○ 第七中学校にはつばさ学級があるが、統合した場合は第九中学校の位置で継続するということが良いか？ また、今日の会場である第九中学校までバス通りを通ってきたが、道が暗くて部活帰りに歩くのは少し危険だと感じた。今後の検討の中で、道の明るさなどの安全面の整備について意見は聞いてもらえるのか？ ⇒（学校統合推進課長）各特別支援教室への職員派遣の拠点となる「つばさ」は、引き続き新校に設置する方針である。 ⇒（教育政策課長）教育委員会では小学校の通学路の危険箇所についてホームページで公開している。中学生が通る道も小学生が通る道とかぶるところもあることから、そのあたりの情報も参考にしながら対応を検討していく。 暗いから街灯を付けた方が良いといったご意見があれば、教育委員会から道路管理者、区道であれば区の都市整備部、都道であれば東京都など、に意見を言える体制となっている。区と警察、道路管理者との連携した体制を活用して対応を図っていきたい。 ○ 検討組織を見ると教職員が多いと感じる。これらの検討に時間が割かれて、学校の本務である教育がきちんとできるのか。また子ど
--	--

	もに負担にならない仕組みがあるのか？ ⇒（学校統合推進課長）開設準備委員会に入るのは校長先生を想定しているが、検討組織に関しては、各教員も想定している。資料 2 の配慮事項にも記載しているが、やはり各学校では統合に関する事務が増えてくるので、教育委員会では、現在各校長とも相談しており、加配教員、補助教員の配置などの負担軽減のための支援を行っていく。東京都の制度で、統合の前後 3 年間について 1 名、統合初年度はさらに 1 名、正規の教員が配置される制度がある。それらも活用して、教育活動に支障がないように取組を行っていく。 ○ 通学に関して。学校から一番遠い地点から、子どもと同じくらいの荷物を背負って、暑い時期、暗い時間帯などに実際に歩いてほしい。そこから子どもたちの気持ちが分かると思う。誰かに頼めば良いではなくて、自分たちで実感し、どういう対策が必要かを考えてほしい。 また、部活動に関して、アンケートを取っているが、実際の部活がどのようにされているか、学校を見ていただきたい。子どもたちがどのようにいきいきと活動しているか、現在どういうところが足りないか、子どもたちにとってどういうやり方がいいのかを考えてほしい。すべて子どもたちにとって、をベースに取り組みを進めてほしい。 ⇒（学校統合推進課長）通学と部活動に関して、教育委員会も実際に足を運びながら検討を進めるというのはご指摘のとおりだと思う。 通学に関しては、私も含め学校統合推進課や学校運営課長も、最長ポイントからの実地踏査は複数回実施している。そのことに加え、通学の検討組織では、先ほどの教育政策課長からの話のとおり、道路管理者や警察などの協力も得て具体的に検討を進めていく。 部活動に関しては、学校統合推進課としてはつぶさには見られていないが、教育指導課での確認や、学校長や P T A の方々からのお話などで、状況は一定程度把握している。子どもたちにとってというのは、おっしゃる通りであり、今後、状況も見させていただきながら、どういう教育、どういう活動が子どもたちにとって良いか、子どもたちを中心に考えて検討を進めていきたい。 （会長）それでは、「今後の取組体制、配慮事項及びスケジュール」について、この内容で取りまとめていくこととする。 3 閉会 第 7 回協議会は、協議結果のとりまとめを議題とし、11 月 22 日（火）午後 7 時から第七中学校体育館で開催することとした。 以 上
--	--

(このページは空白です)

第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」(令和3年12月21日付け目黒区教育委員会決定)に基づき、目黒区立第七中学校及び第九中学校(以下「該当校」という。)の統合を進めるに当たり、新設する区立中学校(以下「統合新校」という。)に関する事項について協議するため、第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 統合新校の位置
- (2) 統合新校の通学区域
- (3) 統合新校の目指す学校像
- (4) 移行期間中の該当校に関する基本的対応策
- (5) 統合新校の校名の選定に関する事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、統合に関して協議が必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者につき、目黒区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 該当校の通学区域内の住区住民会議の会長又は当該会長が推薦する者(当該会長の所属する住区住民会議の構成員に限る。) 4人以内
- (2) 該当校の通学区域内の町会・自治会の会長又は当該会長が推薦する者(当該会長の所属する町会・自治会の構成員に限る。) 15人以内
- (3) 該当校のPTAの会員 4人以内
- (4) 碑小学校、向原小学校、月光原小学校及び原町小学校のPTAの会員 8人以内
- (5) 該当校の学校長 2人以内
- (6) 碑小学校、向原小学校、月光原小学校及び原町小学校の学校長 4人以内
- (7) 教育委員会事務局職員 9人以内
- (8) 前各号に掲げる者のほか協議会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、教育長が委嘱をした日から統合新校を設置する日までの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長3人以内を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、協議会を主宰する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事)

第7条 協議会は、協議の効率的な運営を図るため、幹事を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、学校統合推進課が担当する。

(報告)

第9条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について協議した結果を教育長に報告するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会の意見を聴いて定める。

付 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会委員名簿

資料 2

(* は重複、敬称略)

区 分	委 員	役職
住区住民会議(4人)	月光原住区住民会議 今井 礼子	幹事
	向原住区住民会議 松本 猛	会長
	碑住区住民会議 日暮 高久	副会長
	原町住区住民会議 植 英俊	
町会・自治会(15人)	碑文谷町会 篠永 憲子	
	清水町会 今井 礼子	*
	目黒本町東町会 西崎 高史	
	目黒本町五丁目西町会 木村 由起子	
	目黒本町五丁目南町会 得永 純次	
	目黒本町北町会 櫻井 静雄	
	向原東町会 今川 昭彦	
	向原西町会 嶋 和廣	
	月光町会 平井 祥子	
	碑文谷一丁目町会 高田 好旦	
	南一丁目町会 稲田 芳和	
	洗足二丁目町会 佐藤 順造	
	洗足北町会 林 尚美	
	原町一丁目町会 後藤 有能	
	原町西町会 島崎 孝好	幹事
中学校PTA(4人)	第七中学校PTA 西尾 幸司	幹事長
	第七中学校PTA 二見 あかね	
	第九中学校PTA 三輪 恵美子	副幹事長
	第九中学校PTA 飛永 八恵	
小学校PTA(8人)	碑小学校PTA 飛弾 拓治	幹事
	碑小学校PTA 西村 さつき	
	向原小学校PTA 岩富 孝允	
	向原小学校PTA 小島 雅美	
	月光原小学校PTA 渡邊 知佳子	
	月光原小学校PTA 和田 俊介	
	原町小学校PTA 梅井 泰	副会長
	原町小学校PTA 安宅 麻利	
中学校校長(2人)	第七中学校長 金子 弘樹	副会長
	第九中学校長 鴻野 祐子	幹事
小学校校長(4人)	碑小学校長 鈴木 稔	
	向原小学校長 村尾 勝利	幹事
	月光原小学校長 衣非 まさ子	幹事
	原町小学校長 柏葉 清志	
教育委員会事務局(9人)	教育次長 谷合 祐之	
	教育政策課長 濱下 正樹	
	学校統合推進課長 関 真徳	
	学校ICT課長 藤原 康宏	
	学校運営課長 香川 知子	
	学校施設計画課長 岡 英雄	
	教育指導課長 寺尾 千英	
	教育支援課長 山内 孝	
	統括指導主事 工藤 邦彰	

(このページは空白です)

第七中学校・第九中学校の統合新校推進協議会
協議経緯

	日程	内容
第 1 回	令和 4 年 4 月 20 日(水)	・ 会議の公開等の取り扱いについて ・ 幹事会の設置について(幹事の選出) ・ 協議会の運営及び日程等について
第 2 回	令和 4 年 5 月 26 日(木)	・ 統合新校の位置及び通学区域について
第 3 回	令和 4 年 6 月 24 日(金)	
第 4 回	令和 4 年 7 月 19 日(火)	・ 新校が目指す学校像、移行期間中の教育活動、交流事業について ・ 施設整備の方向性
第 5 回	令和 4 年 8 月 18 日(木)	・ 新校が目指す学校像、移行期間中の教育活動、交流事業について ・ 新校の位置、通学区域及び目指す学校像の協議結果の報告について
第 6 回	令和 4 年 10 月 25 日(火)	・ 校名等の課題整理について ・ 今後の取組体制、配慮事項及びスケジュールについて
第 7 回	令和 4 年 11 月 22 日(火)	・ 統合新校の基本的事項に関する協議結果の報告について